

森林環境保全税のあらまし

すべての県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させるため、また、県民の広く薄く偏りのない負担により森林環境の保全を行い、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に要する費用に充てるため、鳥取県は平成17年4月から「森林環境保全税」を皆様に御負担いただいています。

税の仕組み

●課税の方式

個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税(上乘せ)方式です。

●納税していただくかた

県民税の均等割を納税していただく個人及び法人等。

個人：1月1日現在に県内に住所・家屋等を有する者

※前年の所得が一定額以下のかた、生活保護を受給しているかたは課税されません。

法人：県内に事務所等を有する法人等

●税率

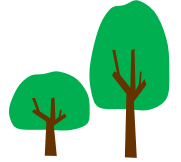
個人：年500円を個人県民税均等割(年1,500円※)に上乘せします。

※平成26年度から平成35年度までの間、防災・減災施策の財源とするため、税額が500円引き上げられています。

法人：次の表のとおり(年間の金額です)

資本等の金額の区分	標準税率(均等割)	森林環境保全税
1千万円以下	20,000円	1,000円
1千万円超1億円以下	50,000円	2,500円
1億円超10億円以下	130,000円	6,500円
10億円超50億円以下	540,000円	27,000円
50億円超	800,000円	40,000円

※平成20年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度

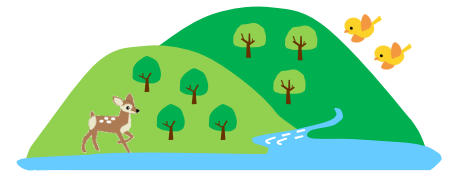
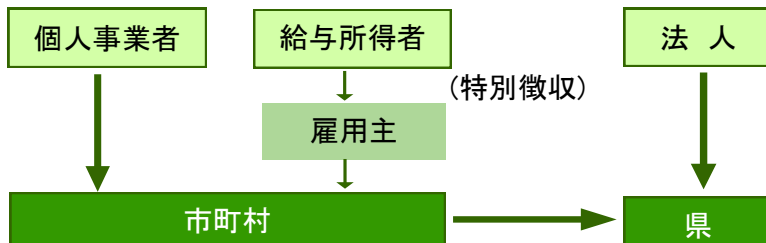


平成35年3月31日まで、適用期間を5年間延長することが決まりました。

森林の荒廃を防ぎ、森林の働きを維持するため、引き続きご協力をよろしく願いいたします。

●税の納め方(納税方法)

県民税均等割と同じ方法で納めていただきます。



●税の活用方法

個人、法人あわせて年間約1.8億円を御負担いただいております。導入から平成28年度までに累計約18.5億円を鳥取県森林環境保全基金に積み立て、うち約16.2億円を森林の整備等に活用しました。

(詳しい用途は裏面をご覧ください。)

コラム 森林の持つ主な公益的機能ってどんなもの？

○水源のかん養

森林の土壌は、地表では落ち葉が堆積して腐葉土となり、地中では動物の活動や根の腐れなどによって団粒化が進み、大小様々な隙間ができることによってスポンジのようになり、次のようなはたらきをします。

- ① 降った雨水を一度に流出させず浸透させて地中に貯める(保水)。
- ② 貯めた雨水を徐々に河川に流す(湧水緩和)。
- ③ 雨水に含まれた塵や窒素、リンを取り除くほか、カルシウムやミネラル分を与えて河川に流す(水質浄化)。

○県土の保全

- ・ 地表では、落ち葉や枯れ枝、繁茂する草などがクッションとなり、雨水が直接降り注いで土砂を洗い流すことを抑制します(土砂流出防止)。
- ・ 地中では、張りめぐらせた樹木の根が土と岩をつかむように固定します(土砂崩壊防止)。

○地球温暖化の防止

森林は、光合成により二酸化炭素を吸収し酸素を放出します。樹木の中に炭素を取り入れるので地球温暖化の防止に大きな役割を果たすことが期待されます。

森林は、みんなの暮らしに役立っているんだね！



森林環境保全税のこれまでの活用状況

県民の皆様にご負担いただいた森林環境保全税は、次のような事業に活用し、森林環境の保全に役立っています。

- 間伐の遅れた人工林の整備など
- 竹林対策
 - ・ 放置竹林などの整備を支援
- 森林の保全・整備
 - ・ 間伐・作業道開設に対する支援
- 森林を守り育てる意識の醸成
 - ・ ボランティア団体などの企画体験を支援
 - ・ 地域・団体等が他の模範となり広く県民にアピールできるような継続して行う森林保全活動を支援
- 森林景観対策
- そのほか
 - ・ 森林を若返らせるための支援や制度の普及啓発など



間伐の遅れた人工林の整備など
(針葉樹と広葉樹の混広林化1,058haなど)

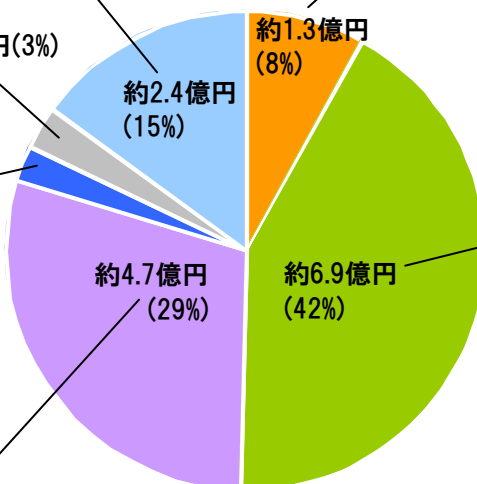


森林景観対策 約0.4億円(2%)
(国立公園内の枯死木の伐採など320ha)



そのほか
約0.5億円(3%)

竹林対策
(竹林の抜き取り、ほかの
樹種への転換など416ha)



森林を守り育てる意識の醸成
(森林整備体験イベントの企画
・実施支援249企画)



森林の保全・整備
(間伐8,839ha、作業道530,067m)



コラム 森林はどのくらいの二酸化炭素を吸収しているの？

森林による二酸化炭素の吸収量は、樹種や林齢などの条件により異なりますが、例えば50年生のスギ人工林は1ヘクタール約170トンの炭素を貯蔵しており、1本当たり1年間に平均して約3.8kg (170トン÷50年÷900本、二酸化炭素約14kgに相当) を吸収したことになります。人間1人が呼吸により排出する二酸化炭素は年間320kgですから、 $320 \div 14 = 22.857 \dots$ という計算結果から、およそスギ23本の年間吸収量と同じになります。



<お問い合わせ先>

● 税の仕組みに関すること

東部県税事務所 0857-20-3514

中部県税事務所 0858-23-3109

西部県税事務所 0859-31-9621

県庁税務課 0857-26-7053

● 税収の使途及び森林環境保全に関すること

県庁森林づくり推進課 0857-26-7335

スギ23本で1人分のCO₂を吸収しているんだね！
すごいなあ～。

